

(案)

「●●●● (提案名)」に関する協定書

東近江市（以下「本市」という。）と、●●●●（以下「提案者」という。）は、令和●年度東近江市民間提案制度における協議対象提案となった「●●●●」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本市及び提案者が本件事業化に向けて、双方の協議等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 協定の期間は、協定締結日から●年●月●日までとする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、協定期間を延長できる。

（本市の役割）

第3条 本市は、本件の検討及び協議のために必要な組織及び体制を構築する。

2 本市は、本件の検討及び協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

3 本市は、本件の事業化に向けて必要な調査、検討及び庁内調整を行う。

（提案者の役割）

第4条 提案者は、本市との連絡調整の窓口を設置する。

2 グループでの提案の場合は、代表者がグループ内の構成員との情報共有を行う。

3 提案者は、本件の事業化に向けて必要な調査及び検討を行う。

4 提案者は、グループの構成員に追加又は変更が生じた場合は速やかに本市に連絡する。

5 提案者は、事業化に向けた協議にかかる費用を負担する。

（費用の負担）

第5条 事業化に向けた協議にかかる費用のうち、本市に生じた費用は本市が、提案者に生じた費用は提案者がそれぞれ負担する。

（秘密保持）

第6条 本市及び提案者は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 提案者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第8条 協議は、原則として提案者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

（協定の解除）

第9条 本市は、提案者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、契約を締結又は成立させないことができる。

(1) 契約としての効力発生の前に提案者が「東近江市民間提案制度募集要領」に規定する参加資格要件を満たさなくなったと本市が認めたとき。

(2) 第2条の期間内であっても、提案者が本市からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと本市が認めたとき。

(不当介入に対する措置)

第10条 本事業の実施に当たり、暴力団員又は暴力団員等から暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は本協定の適正な履行を妨げる行為を受けたとき、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(協議不調の場合の処理)

第11条 事由のいかんを問わず、詳細協議の結果、本市及び提案者の双方が合意に至らず事業化にかかる具体的な実施内容や時期等が定まらなかった場合、本協定は解除されるものとする。その場合の本市及び提案者が協議に要した費用、リスク等は各自の負担とし、本市及び提案者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(事業化の条件)

第12条 事業化にかかる予算案や契約案、その他議会の議決を要する内容が、東近江市議会で否決された場合や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、事業化しないものとする。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市及び提案者が誠実に協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として 本書2通を作成し、本市と提案者が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

東近江市

所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
商号又は名称	東近江市
代表者名	市長 小 椋 正 清

提案者

所在地
商号又は名称
代表者名